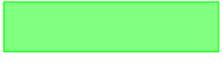


地籍調査実施地区における 登記申請時の市経由のお願い

小山市では右図の区域で地籍調査事業を実施しています。

この区域において**土地の表示に関する登記申請等**（表示・分筆・合筆・地目変更・地積更正・地図訂正など）を行う際は、地籍調査成果との整合を図る必要があるため、**小山市役所の市街地整備課地籍対策係を経由してから**登記の手続きを行ってくださるようお願いいたします。

1. 経由の対象となる土地

①		観晃橋西 I 地区	大字立木の一部
②		栗宮Ⅷ地区	大字栗宮の一部 (令和7年度登記予定)
③		栗宮Ⅸ地区	大字千駄塚・大字栗宮の各一部
④		栗宮Ⅹ地区	大字栗宮の一部
⑤		栗宮Ⅺ地区	大字千駄塚・大字栗宮の各一部

2. 経由期間 調査の開始から調査成果が法務局に送付されるまで

※上記表中の経由対象地区については、登記完了した時点で経由不要になります。

3. 経由先 小山市役所 都市整備部 市街地整備課 地籍対策係

住所：小山市中央町1丁目1番1号 4階

お問合せ電話番号：0285-22-9568

